

国税関係資料④

(国・地方関係)

目 次

・ 今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定）抜粋 ……	1
・ 国・地方の歳入歳出の関係図（平成12年度） ……	3
・ 主要国における租税負担率（対国民所得比）の国際比較 ……	4
・ 主要国における個人所得課税負担率（対国民所得比）の国際比較 ……	5
・ 限界税率ブラケット別納税者（又は申告書）数割合の国際比較 ……	6
・ 消費税の使途 ……	7
・ 消費税・地方消費税の仕組み ……	8
・ 経済財政白書の税源移譲シミュレーション ……	9
・ 13年6月11日 経済財政諮問会議 塩川財務大臣提出資料（抜粋） ……	11

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針

(平成13年6月26日 閣議決定)(抜粋)

第4章 個性ある地方の競争 ― 自立した国・地方関係の確立

5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

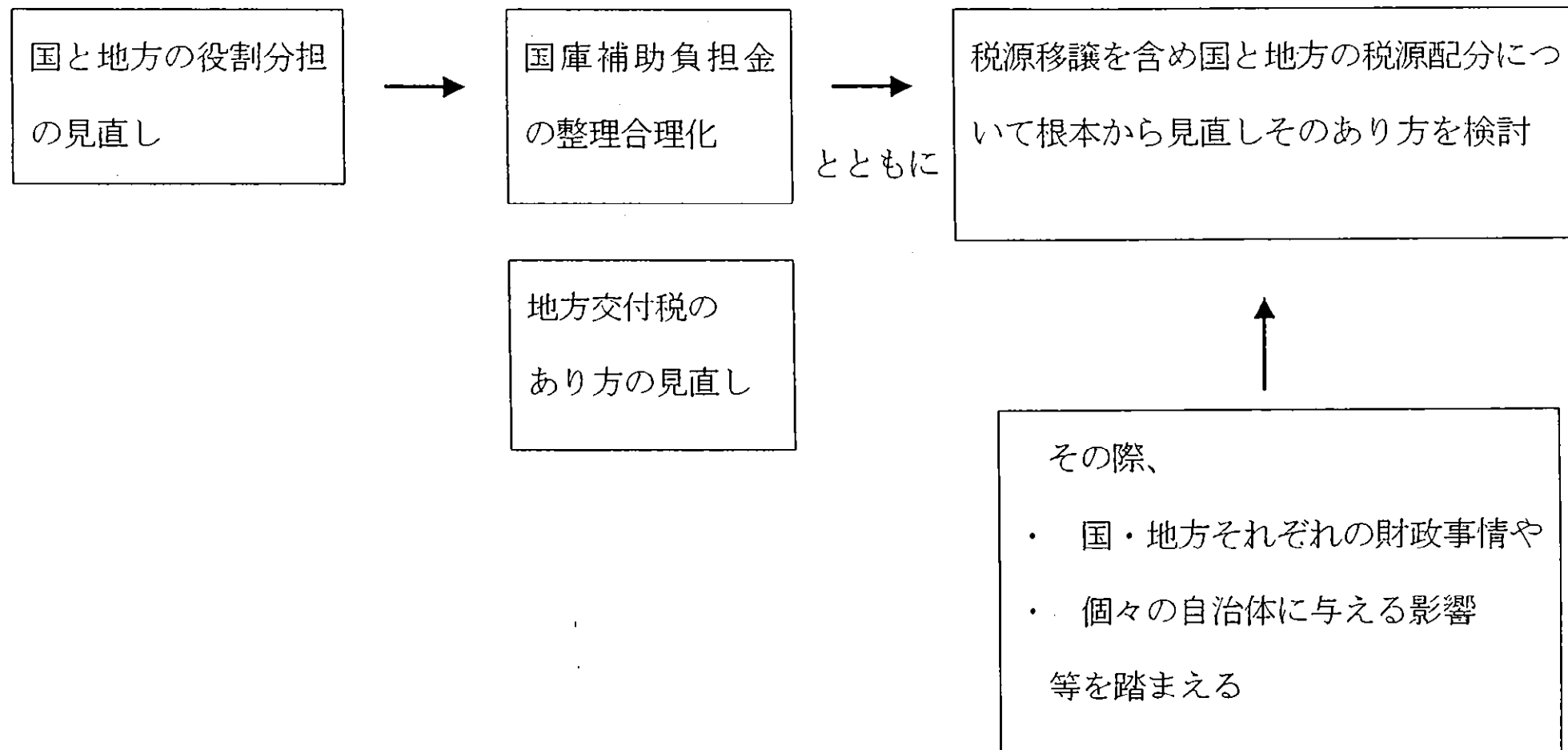
(3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方の見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

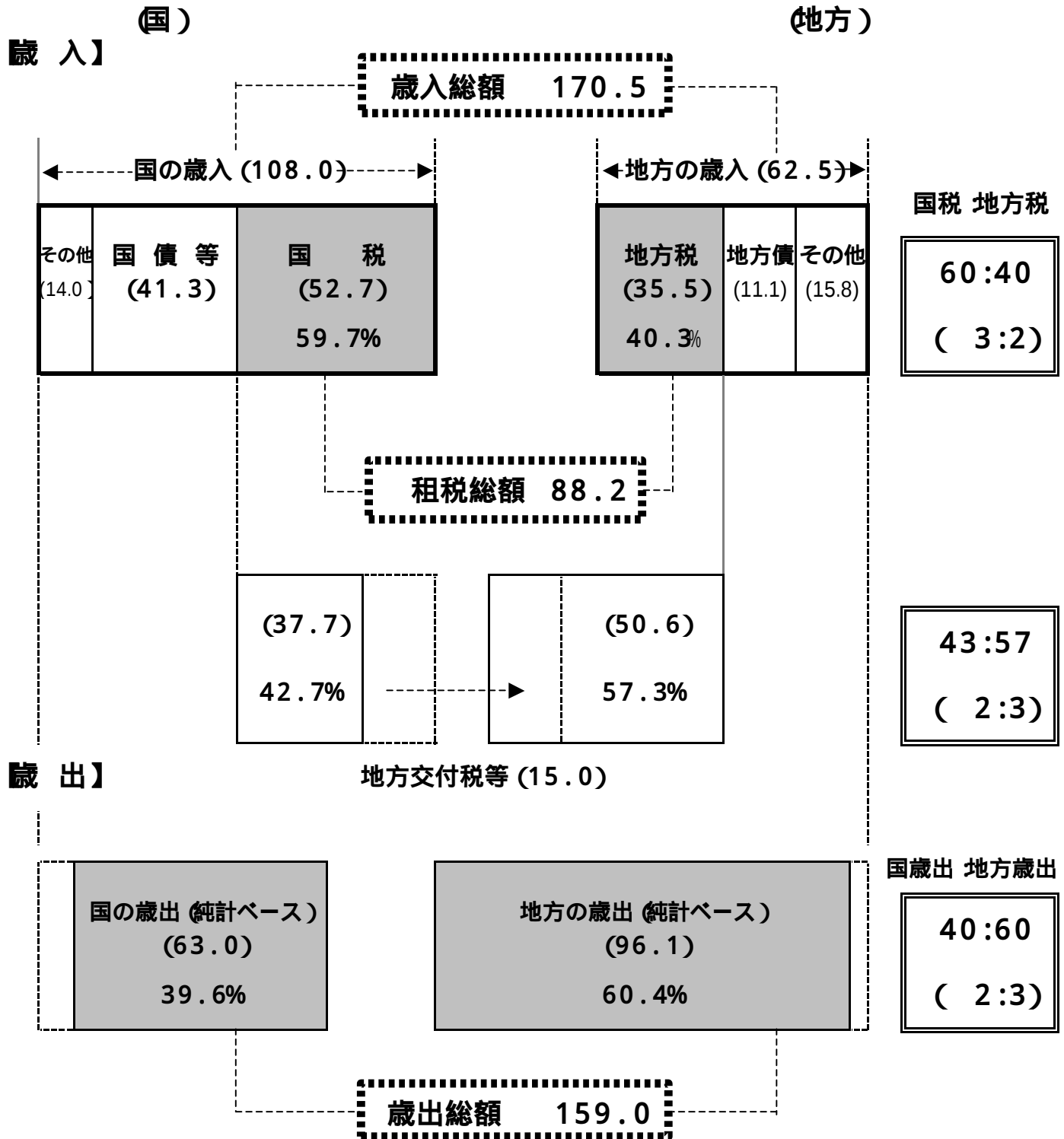
(以下略)

(前 提) 地方行財政の効率化を前提に・・・



国・地方の歳入歳出の関係図 (平成12年度)

(単位 兆円)

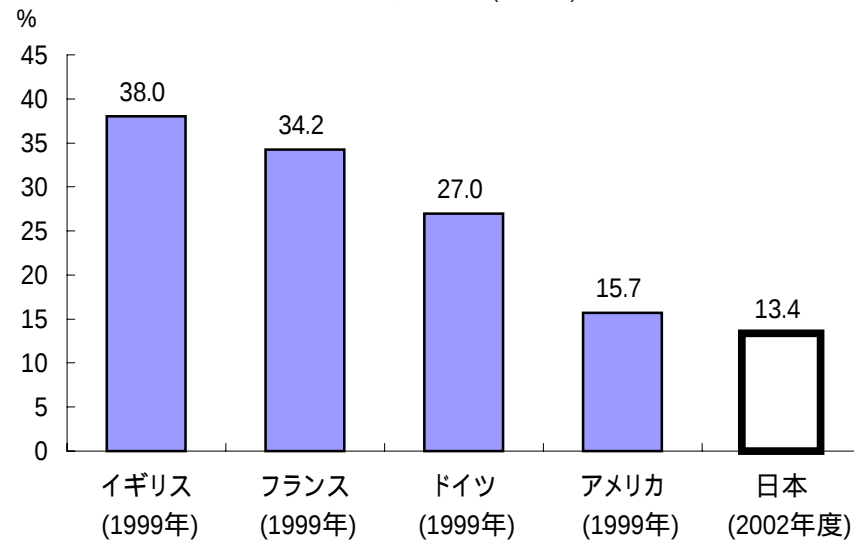


(注) 1. 計数は、国は一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業 (治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険 (児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策 (電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額 (但し、租税総額には電源開発促進対策の電源多様化勘定と国債整理基金特別会計も含む)、地方は普通会計の決算額による。

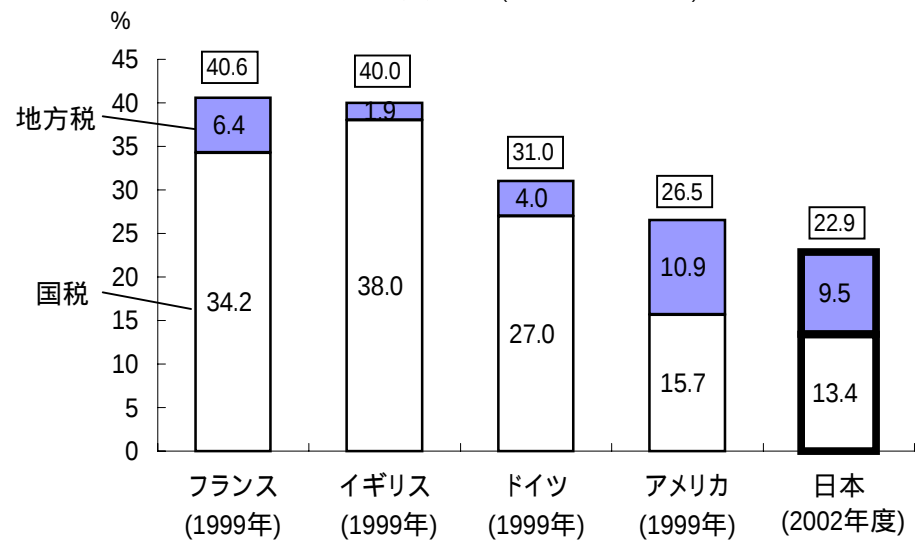
2. 計数は、決算ベースであり、それぞれ四捨五入による。

主要国における租税負担率(対国民所得比)の国際比較

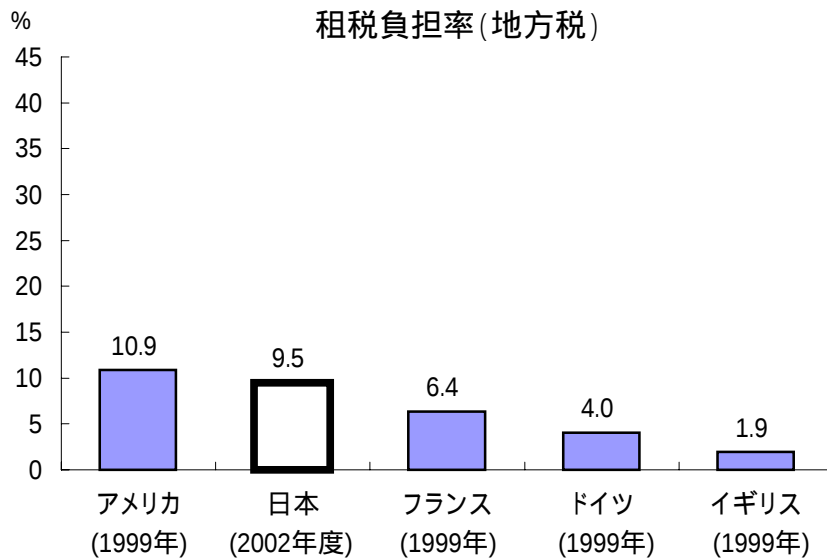
租税負担率(国税)



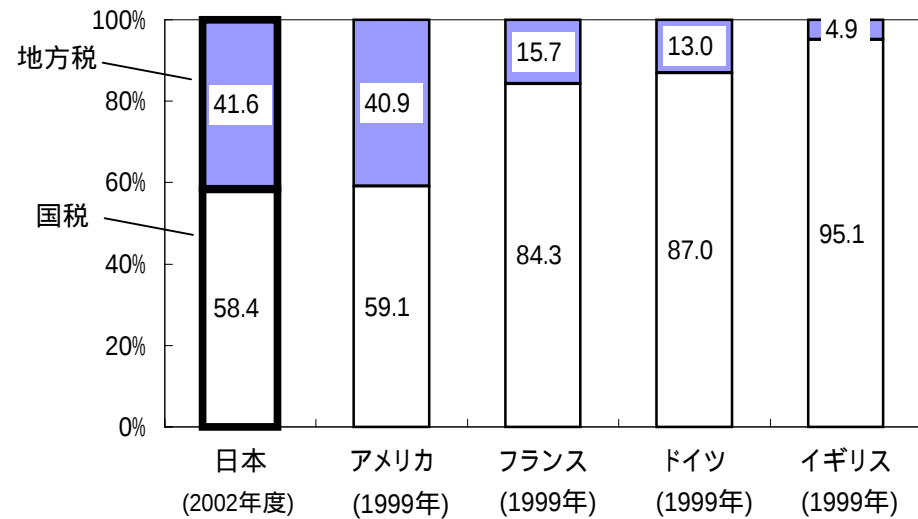
租税負担率(国税・地方税)



租税負担率(地方税)



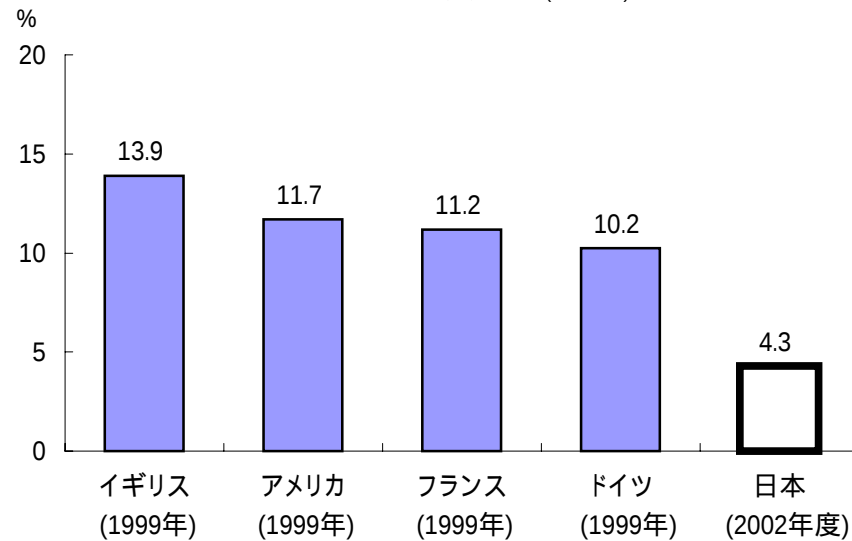
国税・地方税の構成比



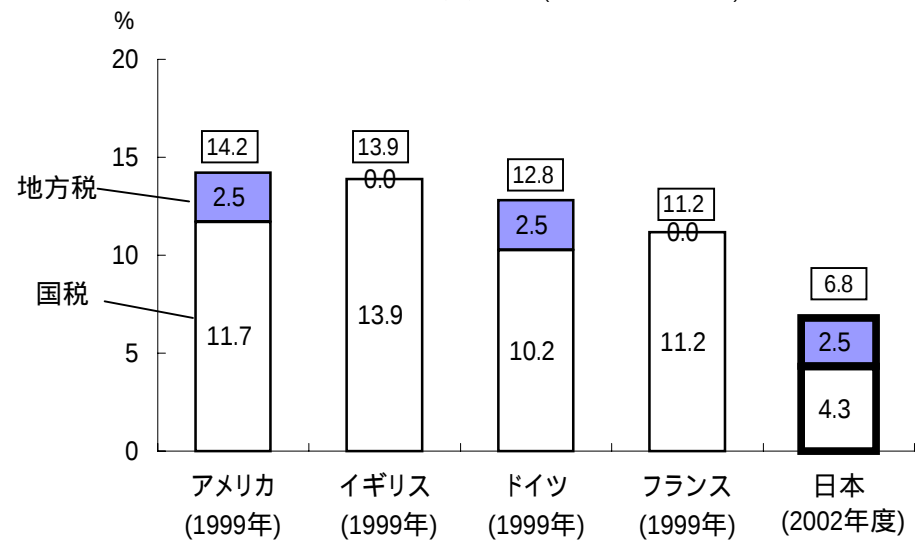
(注) 日本は14年度当初予算ベース、日本以外は、「OECD Revenue Statistics 1965-2000」等により作成。

主要国における個人所得課税負担率(対国民所得比)の国際比較

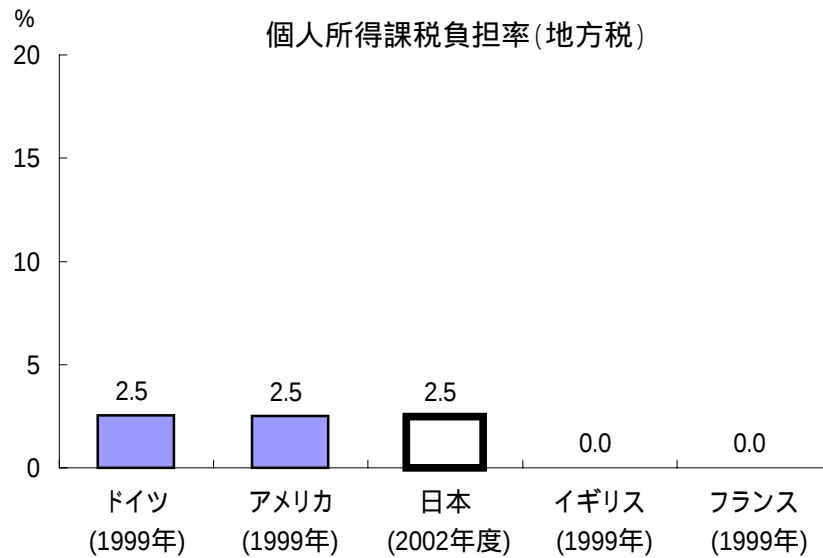
個人所得課税負担率(国税)



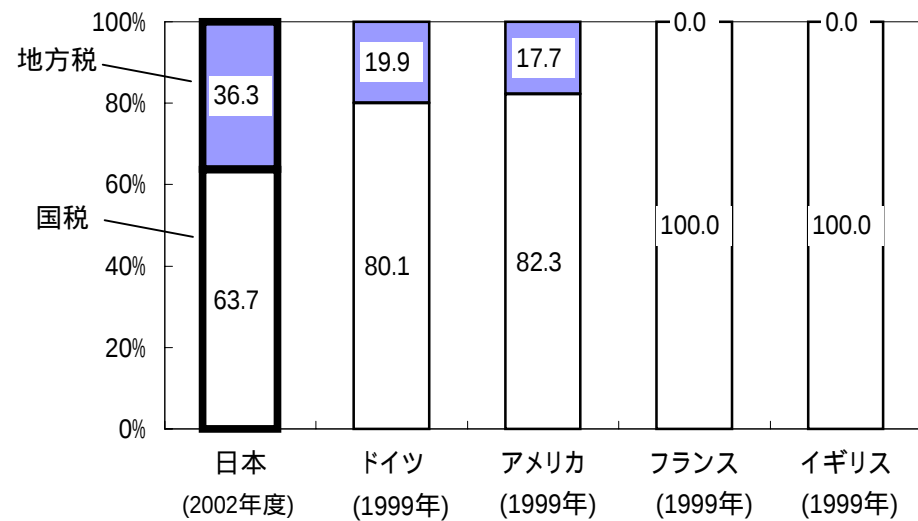
個人所得課税負担率(国税・地方税)



個人所得課税負担率(地方税)



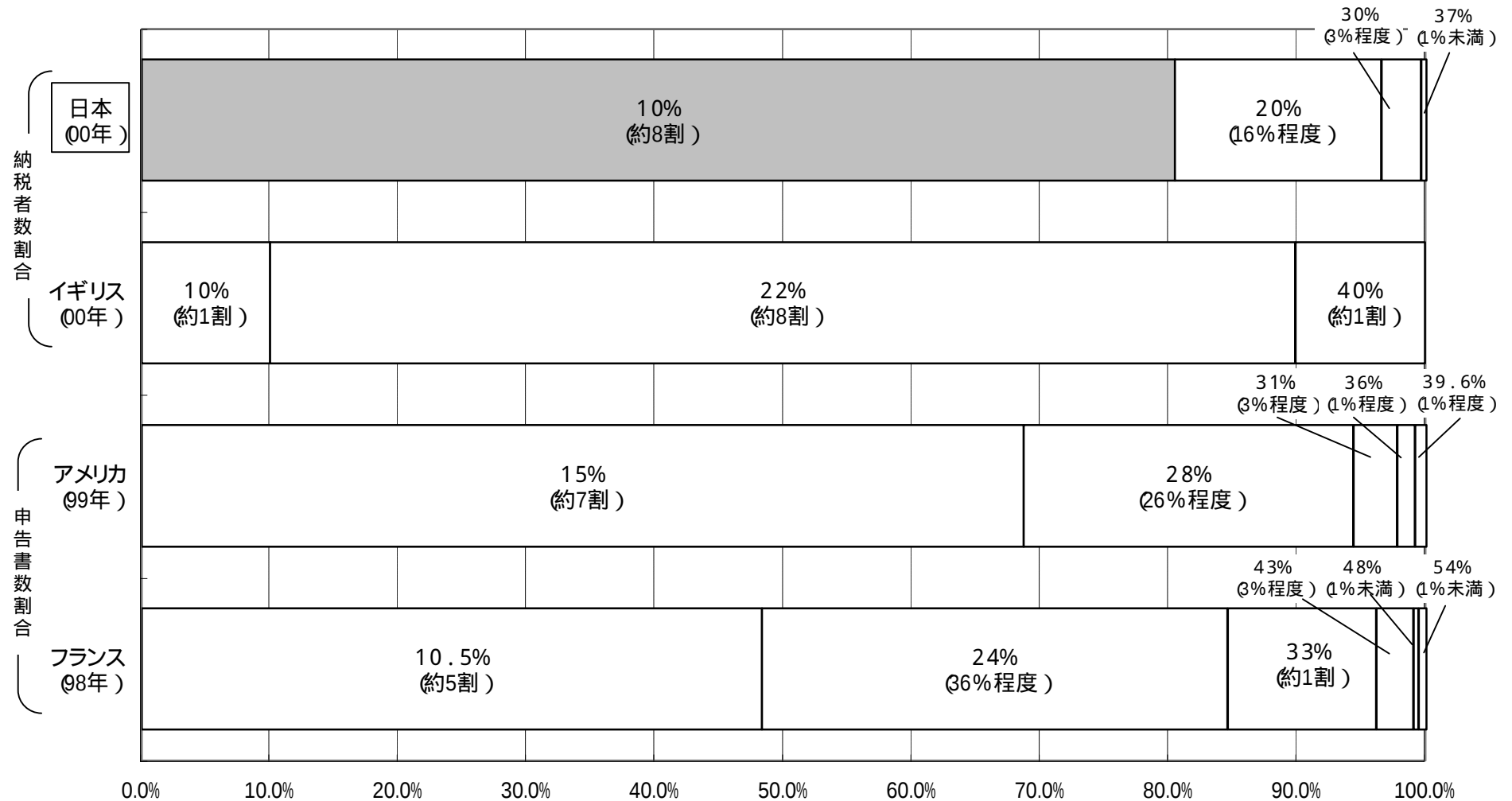
個人所得課税における国税・地方税の構成比



(注) 日本は14年度当初予算ベース、日本以外は、「OECD Revenue Statistics 1965-2000」等により作成。

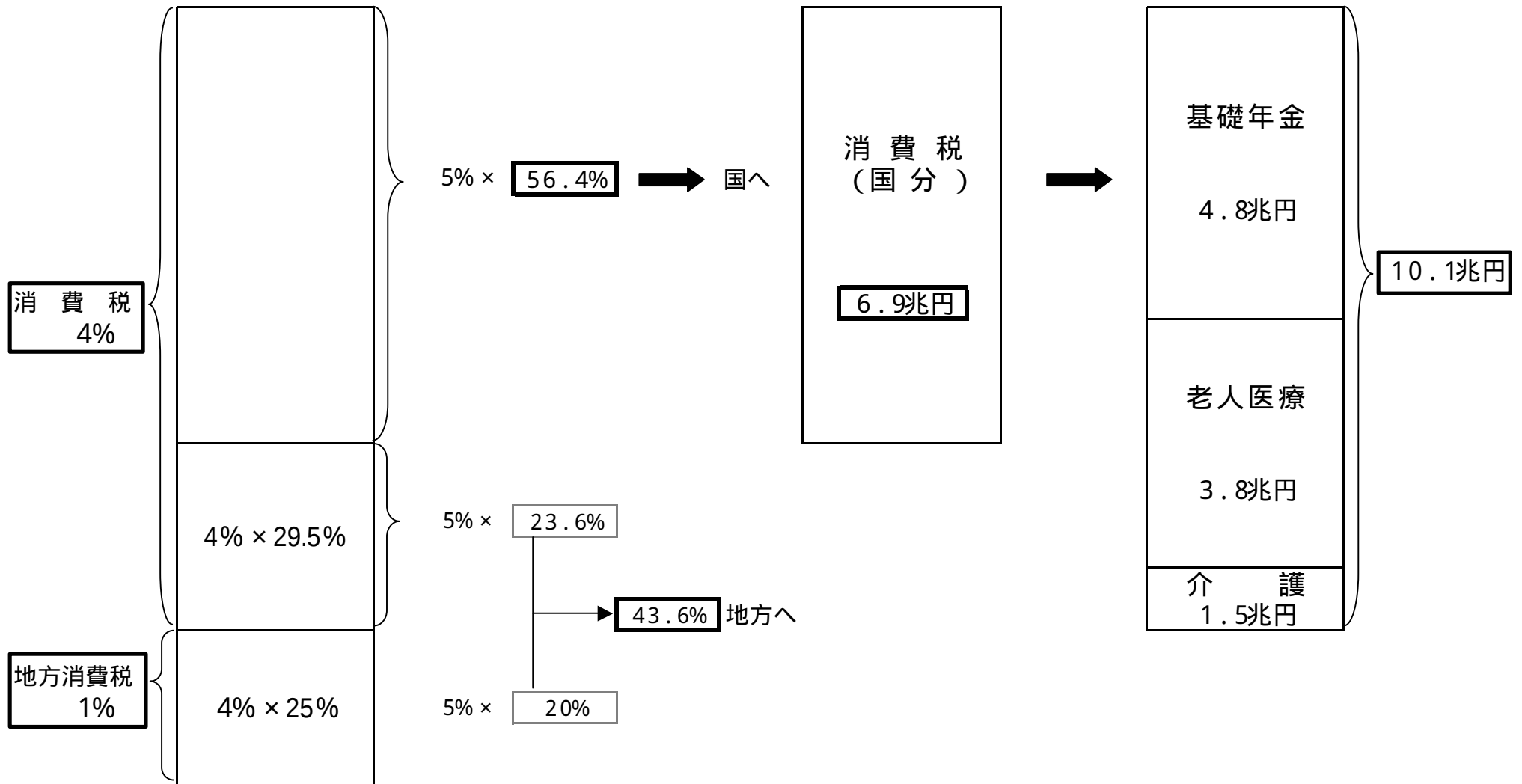
限界税率ブラケット別納税者 (又は申告書) 数割合の国際比較

未定稿

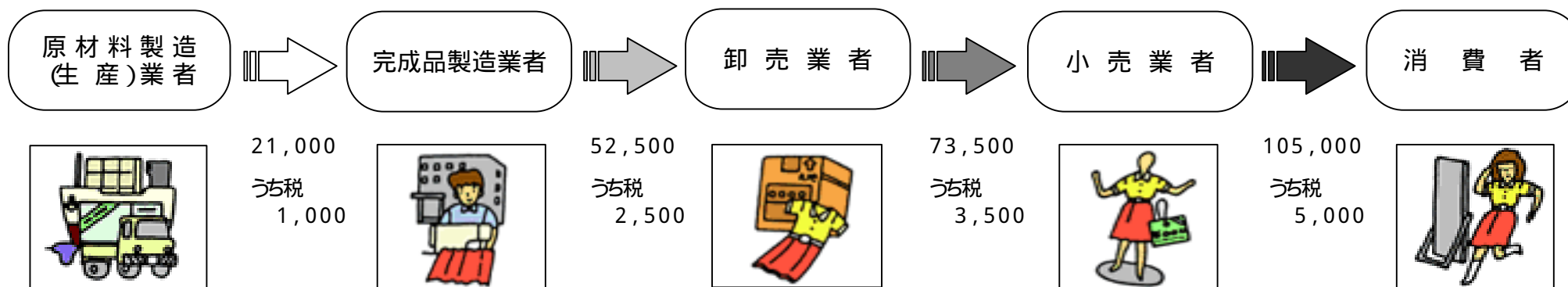


- (注) 1. グラフの各欄の上段は限界税率、下段はそのブラケットに属する納税者 (又は申告書) の全体に占める構成割合である。
 2. 日本のデータは「民間給与の実態 (12年)」より1年間を通じて勤務した納税者に係る給与収入別の人員分布から扶養人員数等を考慮して課税所得を推計した。
 3. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した。
 4. ドイツは方程式方式のためブラケット別納税者数割合は不明。
 5. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制。フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
 このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

消費税の使途



消費税・地方消費税の仕組み



売 上 げ 20,000 売上げに係る税【 】 800 消費税額 (A) 【 】 800	売 上 げ 50,000 売上げに係る税【 】 2,000 仕 入 れ 20,000 仕入れに係る税【 】 800 消費税額 (B) 【 】-【 】 1,200	売 上 げ 70,000 売上げに係る税【 】 2,800 仕 入 れ 50,000 仕入れに係る税【 】 2,000 消費税額 (C) 【 】-【 】 800	売 上 げ 100,000 売上げに係る税【 】 4,000 仕 入 れ 70,000 仕入れに係る税【 】 2,800 消費税額 (D) 【 】-【 】 1,200	消費者の負担 5,000 うち消費税 (A+ B+ C) 4,000 地方消費税 (イ+ 㐁+ 㐂) 1,000
地方消費税額 (イ) 【(A)× 25%】 200	地方消費税額 (㐁) 【(B)× 25%】 300	地方消費税額 (㐂) 【(C)× 25%】 200	地方消費税額 (㐃) 【(D)× 25%】 300	

消費に関連した基準によって清算

経済財政白書の税源移譲シミュレーション

[前提]

前提1 国税と地方税の比率を1：1にするよう税源移譲（7兆円）

- ・住民税・・・現行5%、10%、13%の累進税率を10%のフラット税率化
- ・地方消費税・・・消費税5%のうち現行1%部分を2.5%部分まで拡充

前提2 地方交付税、国庫補助金を税源移譲額と同額だけ削減

[シミュレーション結果]

○不交付団体の数

- ・都道府県(47団体)

移譲前 1団体（東京） → 移譲後 2団体（東京、愛知）

- ・市町村(3,252団体)

移譲前 107団体(3.3%) → 移譲後 253団体(7.8%)

- ・うち人口10万人未満の市町村（3,003団体）

移譲前 61団体(2.0%) → 移譲後 122団体(4.1%)

○自治体の財政改善の状況

- ・税収が歳出全体に占める割合が5割以上という自治体

移譲前 全体の7.4% → 移譲後 全体の15.4%

- ・税収の歳出全体に対する割合が2割未満という自治体

移譲前 全体の5割 → 移譲後 全体の4割

- 不交付団体の増加によって、多額の超過財源（１．７兆円）が生じる点についても指摘しておこう。超過財源とは、地方交付税の基準財政収入額が基準財政需要額を上回る部分であり、地方交付税の不交付団体（特に大都市）において発生する。このシミュレーションのように、地方全体での税源移譲額と財政移転削減額を同額とした場合には、不交付団体の超過財源の増加分に応じて、交付団体の歳入規模は縮小することに留意する必要がある。

- 評価（本文より抜粋）
 - ・ 税源移譲によって、地方の財政基盤はある程度強化され、経済力のある大都市などの地方公共団体の自立が図られる。一方で、地方圏を中心に大部分の地方公共団体の財政状況はさほど改善しない。
 - ・ 税源移譲のみで地方財政の問題が解決するわけではない。 国の地方に対する関与の廃止・縮小と合わせて地方単独施策の見直しを始め、地方歳出の見直しを進めることが不可欠である。 同時に、市町村合併等による地方の行財政基盤の充実を図ることが必要である。
 - ・ 地方財政制度には、制度・問題が複雑に関係しているため、歳出の見直し、財政移転制度の見直し、・・・地方税の充実確保といった施策を総合的に検討することが必要である。また、・・・国の財政に与える影響も同時に検討する必要がある。・・・また、その際、国税と地方税のあり方やストックとして既にある国・地方合わせた巨額の公的債務を、今後どのように解消していくかということも検討する必要があるろう。

財政制度審議会 財政構造改革部会中間報告（平成 13 年 6 月 8 日）

各論＜地方財政＞

1．あるべき地方の姿と地方財政改革の方向性

（２）以上のような観点から、地方財政の改革において目指すべきは、

国・地方を通じて行政の役割を見直し、必要最小限のものとすることにより、持続可能な財政規模とする

国と地方の役割分担を見直し、国から地方への財政移転を縮小し、地方公共団体ごとに受益と負担の関係が明確である財政的枠組みの下、地方財政が自律的に運営される

との方向であると考えられる。

2．地方財政の健全化に向けて求められる取組み

（１）地方財政は、近年、歳出が国を上回る伸びで急速に拡大する一方で、地方税収の伸び悩み等の要因により、急激に悪化しており、交付税特別会計借入や地方債務が増加している。

こうした地方財政の拡大の要因については、景気対策の観点からの地方単独事業の拡大といった量的拡大の問題や、国の施策による地方歳出の義務付けといった歳出の自由度の問題のほか、交付税が財源保障機能を有することから受益と負担の関係が希薄化し、シビル・ミニマムを大きく超える地方歳出を保障するといったモラル・ハザードの問題や、交付税制度に内在する歳出拡大へのインセンティブの問題といった制度的問題についても指摘がなされている。

（２）したがって、地方財政の健全化に当たっては、地方が行う行政の量の縮小、国の関与の縮減、交付税の制度改革といった複合的な取組みが必要である。特に、地方交付税については、基準財政需要の算定を通じて地方の標準的行政に必要な財源を保障していることが、住民にとって受益と負担の関係を希薄にし、中央への依存体質を強めているとの指摘があり、こうした財源保障機能を縮小するために、国の地方歳出に対する関与の大幅な縮減と、地方交付税制度の抜本的な改革が大きな課題となろう。

したがって、そのためには、

国の関与の縮減に応じて地方交付税による財源保障の範囲を縮小

地方財政計画と実績との乖離が著しい投資地方単独事業を見直すとともに、一般行政の単独事業についても、シビル・ミニマムの適正化の観点から見直し、地方交付税による財源保障の範囲を縮小

地方交付税制度を税源の偏在を調整する制度に近づけていくことによって、各地方公共団体にとって歳出を見直すインセンティブを高めるような制度の見直しといった取組みが必要となる。これによって、自立的かつ持続可能な地方財政への移行を早急に図るべきである。